

令和8年 3月 9日

対馬市水道事業
対馬市長 比田勝 尚喜 様

対馬市水道料金等検討委員会

水道料金等に関する提言書

水道事業は、市民が健康で文化的な生活を営むために必要不可欠なものであり、社会経済活動を支える基盤としても非常に重要なインフラです。安全な水道水を安定して供給することは当然のことであり、今後も正常に機能し続けていく必要があります。

本市の水道事業は、公営企業会計の原則に基づき、独立採算と健全経営を目指して事業が行われていますが、今後、給水人口の減少に伴う有収水量と給水収益の減少、老朽化による施設更新費用等により、経営状況は厳しくなることが予想されます。

こうした中、水道事業を安定的に経営していくためには、これまで以上の経営努力と収益の確保が必要とされるところであります。

つきましては、持続可能な水道事業の運営を目的として、水道料金のあり方などについて検討を重ねた結果を取りまとめ、提言書を提出いたします。

市当局におかれては、本提言書の内容を尊重し、水道事業の健全運営と安全安心な市民生活の実現、安定的な将来設計に努められるよう要望します。

記

1 料金算定方法について

料金算定方法は、今後計画的に施設や管路を更新していくために、将来の更新需要に備えた資金確保の観点から必要な資産維持費を計上し、適正な原価に基づき料金を算出する「総括原価方式」とする。

2 料金算定期間について

料金算定期間は、経済環境の変動に対応できるよう、令和8年10月から令和13年9月までの5年間とする。

3 料金改定について

施設及び水道管の老朽化対策に対する計画的な更新事業の実施が必要であり、その事業費の財源確保が必要である。

このことを踏まえ、水道事業の独立採算制を基本に置き、将来にわたり安定し

た事業運営ができるよう、一般用の料金について、平均29%の引き上げが適当である。

なお、用途区分における「浴場営業用」及び「船舶用・一時用」についても同様の改定率とする。

4 料金改定の時期について

改定時期は、市民への周知期間を考慮し、令和8年10月1日とする。

5 料金体系について

水道料金体系は、現行の基本料金及び従量料金によるものとし、基本料金は口径別の逦増制、従量料金は均一料金制とする。

ただし、料金体系については、今回の改定では現行どおりとするが、水道料金算定要領が理想とする基本水量制の廃止といった料金体系のあるべき姿が実現できるよう、次回の改定に向けて継続的に検討することを求める。

(提言に至った経緯)

1 料金算定方法について

水道料金は、地方公営企業における料金の決定原則に従い、適正な原価を基礎に算定することとなっている。総括原価方式は、営業費用や支払利息など適正な原価を算出し、今後の物価高騰等を見込んで将来の更新等に必要な資産維持費を加えて、総括原価を算出する。

本市は、39の給水区域を有しており、今後も施設更新は計画的に実施するべきであることから、総括原価方式に基づく料金とした。

2 料金算定期間について

料金算定期間については、昨今の物価高騰、経済環境の変動に対応できるよう、また、原価把握の妥当性を考慮し、5年間とすることとした。

3 料金改定について

本市では、地形の形状から水源が乏しく、安定した水源の確保が必要であること、かつ、施設及び水道管の老朽化対策を計画的に実施している。

当局からは、水道事業の独立採算制を基本に置き、安定した事業運営ができる2つの提案があった。

- ① 当年度純損益が、令和17年(10年後)まで黒字を維持できる改定率41%
- ② 今後の施設維持、更新を行っていくうえで最低限必要な資産維持費(資産維持率)を確保できる改定率29%

協議の中で、可能な限り改定率を抑えるため改定率25%も検討したが、十分な資産維持費を確保できないことから、料金改定率は、平均29%の引き上げが適当であるとした。

4 料金改定の時期について

料金の改定時期は、令和8年10月1日とすることが適当である。
ただし、市民に対し、十分な周知を行う必要がある。

5 料金体系について

料金体系は、水道料金算定要領が理想とする基本水量制の廃止を検討した。しかし、口径別での改定率に大きな偏りが生じる結果がでたこと、また、大口径の基本料金において、大幅な増額となり、平等性に欠けることから、今回は、口径毎の料金の引き上げ率を平準化させることが望ましいため、現行と同様の水道料金体系とした。

(付帯意見)

1 一般会計からの繰り入れについて

独立採算制の原則は理解できるが、今後も水道料金の見直しが考えられることから、市民の負担を軽減するため、次回の改定時には、一般会計からの繰り入れを行うこと。

2 水道料金の見直しについて

水道事業の経営は、給水人口の減少や施設の更新計画及び物価高騰などの影響を大きく受けるため、5年程度を目処として委員会等を設け、定期的な水道料金の見直しを行うこと。

3 未収金について

今回の水道料金の引き上げに伴い、未収金の増額が懸念される。水道利用者の平等性公平性の観点からも、未収金はあってはならないものとする。よって、現在も給水停止等行われているが、更に厳しい未収金対策を徹底すること。

4 有収率の向上について

本市の有収率は70%程度となっており、全国的に見ても低いものとなっている。有収率の向上は、経営効率の向上につながるものであるため、漏水の早期発見・修理を行い、類似団体と同程度の80%を目標とした有収率の向上に努めること。

5 施設の効率化、合理化について

老朽化施設の更新計画を精査すること。また、一島一市であることから広域化は厳しく本市の地形にあった水道施設の統合、合理化等を併せて検討すること。